

## 介護予防のために

### ひとり暮らし高齢者と高齢者世帯

#### 配食サービス

#### 家具転倒防止器具の取り付け

問 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

いひとり暮らしまたは高齢者世帯で、電話のない方に電話を貸与します。

対 市民税非課税世帯

￥ 設置費、毎月の基本料金

と通話料700円までは市が負担します。市の負担を超える分が利用者負担となります。

対 要介護認定で「要支援または要介護」と認定された

ひと暮らしまたは高齢者世帯等の方で、精神的、身

体的理由等により食事の用意ができない方※原則として、近隣に親族がいる場合は利用できません

対 市内在住

で、ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯（近隣に親族が居住していないこと）で、当該家屋に引き続き居住する、過去に同程度を利用していない方

問 介護福祉課高齢福祉係

付し、ご自宅に取り付けます。

対 ひとり暮らしで近隣に親族がいない市民税非課税世帯は300円

￥ 1食600円（市民税非課税

世帯は300円）

対 ひとり暮らしで近隣に親族がいる場合

他 退院したばかりの方を対象に緊急配食サービスもあります

問 介護福祉課高齢福祉係

付し、ご自宅に取り付けます。

対 市内在住

で、ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯（近隣に親族が居住していないこと）で、当該家屋に引き続き居住する、過去に同程度を利用していない方

問 介護福祉課高齢福祉係

付し、ご自宅に取り付けます。

対 ひとり暮らしで近隣に親族がいる場合

他 退院したばかりの方を対象に緊急配食サービスもあります

問 介護福祉課高齢福祉係

付し、ご自宅に取り付けます。

対 ひとり暮らしで近隣に親族がいる場合

他 退院したばかりの方を対象に緊急配食サービスもあります